|  |
| --- |
| 平成３０年度　第１回　運営協議会  議題１　地域密着型サービス事業所等の指定更新について  資料１－１　指定更新制度について（全１ページ） |

（１）指定更新とは

　　　指定地域密着型サービス事業所は、指定日から６年間の有効期間が定められている。有効期間経過後も継続して事業を運営するためには、本市から指定更新を受ける必要がある。

（２）審査について

　　　指定更新は、事業者から申請を受け、当該申請を審査し、法定の欠格事由に該当しないことが確認できれば、指定更新することとなる。

（３）運営協議会との関係性

　　　指定地域密着型サービス事業所を指定更新するときは、運営協議会の意見を諮ることが努力義務として介護保険法に規定されている。

（４）指定更新事務手続フロー

　　①事業者が指定更新申請書を本市に提出する。

　　②当該申請書を審査する。

　　③運営協議会の議を経る。

　　④指定更新をする。

（５）補足

　　　今回協議対象となる事業所のうちおおたかの森グループホームあぜみちについては、平成３０年５月１日付け指定更新となる。この場合、本来であれば、４月中に本協議会の議を経るのが原則であるが、運営協議会の開催時期及び回数を考慮し、５月の協議会にて議を経ることとする。